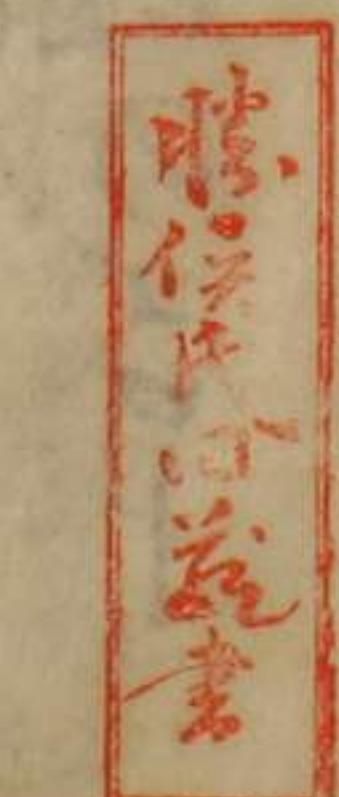


紅毛告密



和蘭國王書筒并獻上物目錄和解 鎌川六藏

鍵箱と上書和解

あの下封をもひおふ、和蘭國王より

曰辛酉皇帝（天保十四年）大將軍をに呈する文書のあとの速を總

この文筒の本を以て、文命を安んじ官れと用封——俗

ふべ

歷教千八百四十四年二月十六日天保十四年二月十六日 大將軍
法尾かねの御禁ごきんに於て紀かくテ

和亲國王密溪廳立す 名花押 文字清
崎陽所譯名氏アーデアーフアニアフ。ハ
健筆く封印和解

書簡外筆上書和解

日本國帝殿下

和亲國王

書簡和解

神徳よ儕猶す、如亲國王兼阿郎月オニエ拂席察國內サクサツ納驗ナカド
都國のアリス 翁吉瑟謹ウキセイ讀勅兒孤ウルグ如亲國オニエの地名チホのゴロー

トベルトフ爵微尔列謹第二世謹ウジ江之政廳よ
ぬ一力ウチノカタて威威最モロコシ威武隆盛ウラカミす
大日辛國君殿トユ書シテ微衷ウカルハを表寸冀ヒツヨクく
厥下観覽クニヤウを賜タマフて安寧アシナギするの福カムを享シテけ給タマフひ人ヒトを
祈ヒツクる

一
抑今を距リる年二而四十修年シテ前より參シテすシテ候シテを
烈祖權クニヤウ觀家康カニヤウら後アフタ碑ヒを賜タマフ。一度長ス更子年カニヤウ和亲國オニエ
己酉カニの年七月ナガ。神社カニヤウは朱印シンインを
擧タマフる己酉カニ今茲甲辰カニ至リ二而三十六年カニ我國オニエの貴國カニヤウに航マハフ
て文易シテす。書シテを許タマフれ。もとほのくそこの待遇カニヤウから
を甲必丹カニヤウし年號別カニヤウて

殿下より御見するを許す古ハ甲必丹には府相社毎年かヨリ一
ニ年を朝してシテハ孟近代 宣政ニ庚戌の年トニ年月と云ひテハ
のキをさしていりあリ 聖恩の隆厚アマニテモ 之ヲ感歎す
一也 我も亦徳義をふくこの慶祝アマニテモ 千名アマニテモ
よりも國の封アマニテモ て靜謐アマニテモ 爭民アマニテモ て安寧アマニテモ
ノウニ欲すアマニテモ 今よりアマニテモ おもす
緊要アマニテモ 幸アマニテモ 且文易アマニテモ の事及び尋考アマニテモ の風況アマニテモ を候答アマニテモ
アマニテモ 凡アマニテモ 急アマニテモ の府路アマニテモ え如アマニテモ 之アマニテモ わ榮國アマニテモ のアマニテモ 及び如蘭アマニテモ
亞細亞アマニテモ 諸アマニテモ 之アマニテモ 印度アマニテモ 地方アマニテモ の法アマニテモ と併アマニテモ せ奪アマニテモ ひての總督アマニテモ
若きアマニテモ 事アマニテモ 以アマニテモ 両國アマニテモ お通アマニテモ すあらざアマニテモ 也アマニテモ 国アマニテモ
ちを過アマニテモ ぎアマニテモ は後アマニテモ 度アマニテモ 也アマニテモ 丙アマニテモ 年七月アマニテモ 同アマニテモ 之アマニテモ 月アマニテモ
のアマニテモ 十月アマニテモ 神祇アマニテモ わ榮國アマニテモ のアマニテモ け候アマニテモ 盖アマニテモ 荣歷代アマニテモ のアマニテモ 事アマニテモ

文獻の徵アマニテモ 之アマニテモ 今爰アマニテモ 飲アマニテモ 之アマニテモ 大事アマニテモ 記アマニテモ まアマニテモ トアマニテモ 両
國アマニテモ の文易アマニテモ よ拘アマニテモ 之アマニテモ 之アマニテモ 國アマニテモ の政アマニテモ 事アマニテモ 關係アマニテモ すアマニテモ 事アマニテモ 之アマニテモ 以アマニテモ て
未アマニテモ 之アマニテモ 患アマニテモ を要アマニテモ ひめて

殿アマニテモ 下アマニテモ 書アマニテモ そぞアマニテモ 伏アマニテモ まアマニテモ 事アマニテモ がアマニテモ 有アマニテモ て
之アマニテモ 之アマニテモ 事アマニテモ を

一
近年英吉利國王アマニテモ 支那國帝アマニテモ と對アマニテモ 無アマニテモ 生アマニテモ 一
烈アマニテモ 戰アマニテモ 年アマニテモ 也アマニテモ 本アマニテモ 我國アマニテモ の舶每アマニテモ も清アマニテモ 之アマニテモ 皇アマニテモ 之アマニテモ
風流アマニテモ 之アマニテモ 説アマニテモ 之アマニテモ 威武アマニテモ 也アマニテモ 支那國帝アマニテモ
久アマニテモ 成アマニテモ 也アマニテモ 欧羅巴ヨーロッパ 洋アマニテモ の兵學アマニテモ 之アマニテモ 也アマニテモ 辟易アマニテモ
統アマニテモ 英吉利國アマニテモ 本アマニテモ 欽アマニテモ を約アマニテモ しアマニテモ とアマニテモ 之アマニテモ て支那國古

朱の政法を錯乱、海口を閉ひ、歐羅巴の文
易の地とみやしも、之れの比方ハ即ち廣ゆ其禍乱の源を尋
にて今を距る年三十年、アリテ歐羅巴の大亂迄アリテ、アリテ比ヨ高
モテ拂郎察國アリテ、アリテ是よりて兵を四方アリテ、アリテ而諸國を併合アリテ、アリテ歐羅巴アリテ、アリテ卒
れ、アリテ文化アリテ、アリテ之の年アリテ、アリテ法國アリテ、アリテ譯アリテ、アリテを舊アリテ、アリテ而流竄アリテ、アリテ數年の
亂後アリテ、アリテ辛酉アリテ、アリテ至アリテ、アリテ五十アリテ年アリテ
後アリテ、アリテ改化アリテ、アリテ治アリテ、アリテ來アリテ、アリテ以アリテ對アリテ古賢アリテ、アリテ而
教アリテ、アリテ事アリテ、アリテ德民アリテ、アリテの爲アリテ、アリテ多々アリテ商業アリテ、アリテ通アリテ、アリテ及アリテ、アリテ其
民アリテ義殖アリテ、アリテ、アリテ而器械アリテ、アリテ造アリテ、アリテの術アリテ、アリテ及アリテ、アリテ貿易アリテ、アリテの
所アリテ、アリテ物アリテ、アリテを鬻アリテ、アリテ、アリテ其價アリテ、アリテ上アリテ、アリテ國アリテ、アリテ而
人アリテ力アリテ、アリテ費アリテ、アリテびりて貨アリテ、アリテ賣アリテ、アリテ制アリテ、アリテ義アリテすを得アリテ、アリテうば法邦アリテ、アリテ高賣アリテ

延々と及て唐用之を至り中子乾て或咸世千難せ
英吉利素より國力豐饒よりて民心巧智りと云
國也之を以て狩よ甚一か工商宣の山路より松す
迷はれ程を以て欲成ら外因也事漏と起
財勢已ひて以て中國より力をも其事漏を
即ちよふてしまつての事よりて工商宣支那國の友
吏と廣東より年端を無く於平兵礼を乞ひ
支那國にて城甚如す國敵士成死且數府を侵掠
敗壞やうほの事多く以て萬金をもつて火攻
の夢亦續り立まつた

一貴國も今おひのめを守る事は罪に付ひ凡て官
も爲年より貢むるもの無く今より日本油又黒油船の漂
ひ浮かず年々もろもろ行て是うるゝを船舶と考
國の民と忽ち年端を定め難よち兵亂を起す事
さきと熟あつてはくら紙傳すも

おぬしの御もとより、我も亦安寧の第へんを主む
一 頭下の聰明よ御 ます年、歴數千、而四十二年天保十三年
二年又高
考國の、日本書、も漏れまいが前まで、甲必丹よ燒触也
今ちよ國にて、明りかく、今ちよ黒國、
お拂方ミタガタを、あざえ、取計す、外の事能也

年端より兵亂と兵亂、國の衰廢を折へて而
年來我國の老弱子弟を擧へ墨面を謝也。又年老
困乏して其天官を改めりて之を欲す古賢の言曰更富
多々を欲せば険危よ臨む勿生也と欲せ
糸穴を波を匂ひ

蓮て古今の時勢を直考す。天下の民も遂にわ親む者
す。而して其勢ひし。力の下へ傍ぐる所より、
舟船を設け石灰を流す。運河を造り、舟車と呼ぶ。
りて冰車と旋轉する。月向く拘らず、自由に進退す。船の文化四下也
の事は創造す。と云。倉制を以て、この方國れ距る。年暮らむ
れときよ黒々とんがくのやく。豈能を用ひ。時々専
れとぞ。

國と済りて、英國とお詫まするべくの事です。前段は、英國
の政治、軍國へと文を續ぎ、また、歐羅巴
ゆきて遍く。老子曰賢者仕よまれど特すゞ治
平と得渡せば、必ず其後考を後づ故よ古法と國く遵古
一にて反て乱を齎さんせば、其弊を弛むる、賢者の事
徳の也

敵下よ丁寧よ忠告す所之今も國の幸禍あらば
兵亂のみよ荒廢せざりやれ欲也ハ異國を嚴禁
す法を独あもとにてんまよ諭意よ出でようて我
國の利と謂ふよ、斯大臣を年々差しよめと通す。其事

好を圖る、立馬より、冀く、脣舌にて熟計へ、
人半城

一
然忠告と採用、一絶りんと欲せ

殿下親事の返報を賜ふべし、後心の臣をもん
は孝の振聴が舉る故、詳ある事、以て彼臣に向詔す、
一
我遠く聞き、國の業病治めを謀らぬまじ、
すもうれよかる、立治二年、八年にて四年の前より、
佐也、我又微尔列謨第一世王も遠行して、
沈也、微尔列謨第一世王承之壬辰の年、文化十至丙
午、大保、壬辰子の年、今王乙位を慶り、同十四癸卯の年辛酉了矣
西も庚子至、立治ニテ、三年寿、七十二

敵下にうちの事とす、而給ひ、我、夏勞と曰く、
給ひ、事明く

一
はちをすすよ軍艦をみてすまち

敵下の返報を獲てて、ゆうるるの、又我肖像を呈
する、至誠を、徳義を、顯さうるの、もしくは脣舌
さる品、我封門は盛んに行はう、學術よて、役す不あ、不
禮とい、我國の、年來恩遇を重んじ、御謝せん
う乃よ歎、貢す向東不易の恩惠を希すのみ
一世よ奉れ高く、汝はせ

文君の返せく、多福と舊之一給ひと眷祐せよ

神徳よりて

殿下も亦多徳を文大日が國承世彌りまテ天幸誠
得て靜謐敷陞を之事と祝す

即位より四年歷數千百四十四年二月ナ者天保丙辰卯月廿七日
ロヨガラハシガラハシ有瓦刺沙法瓦和菴國の都の宮中よりて書也

微小列謨

テミニトハラコニ立外國の事御名マード
大臣の官名瑪陀

和菴國主使節呈文之和解

鍵箱之上和解

伏封申す和菴國主より日辛帝より呈する去管ひわの鍵を納
むに及候又於て古物取扱の命令をもすゞる高きものにて
開封をもとひ

慶數千百四十四年二月十日天保丙辰年二月廿七日南瓦刺沙法瓦和菴國の都

メルス記ス

和菴國王の宸諭所

名花押

鍵第ノ封ヲ如解

至々密詮所

書翰外第上ちく如解

日牟國王帝歎下

和蘭國王

和兼國王去尙如解

和兼國王微尔列謨第二世イ・デ・カ・ブ・チ・ゴ・ツ・ツコ
トニシグ、テル、チードルランデン・オ・フ・リ・ス・ハ・ン、オ・ラ・ニ・
テスサウゴロートヘルトフ・ハ・ン、リユキセス・ブルグ、エニソ

一ホーレツ以上和兼國王称号ある江戸政廳事一守て徳
ク・シ・キ・キ・洋・セ・モ威共よ高く威力隆盛あふ

大日本國君殿下よ謹く書をなして微衷を奉ります
殿下的よアリて無事安全の幸福を御西ノアリを尊

ム

一二而後年あよ高名す

烈祖權現家康より伝牌を賜り我國の(支那)國航
いて文易をえひ事を許すよりしてこの(支那)我
國の(支那)國子於て待遇せらる(辛夷)年庚午(支那)
必丹(支那)年を期して自ら歎下よお湯生(支那)を許

さるも厚意實に蒙す。我之徳義を乞はば
確乎と恩義を答へり。也國封印を
靜謐うゝして庶民をして安生する所欲す
然る干支易の年及び兵船の夙夜、拔答源西物候
の名及ひ如何あれ亞細亞諸の兵を支配するに役
のものゝおげまゝとして今よりまで安泰となふ
を願する年多く上也を過す。或緊要の年ゆうり
又今度は黙止をばらす。年車起れり。是全く也國
文易の事。物のよりへき國の政解と実係す
よりあそびて未だの遠を要いて故て殿下よ坐

委す。而以く黨くば忠告も固て未だの遠故
ゆても給ひし年を別る

一
迫年英吉利の兵支那帝を對て嚴く戒諭する
やま、我國の船もも漏るゝ事す。必ず凡況
もて既よかくあべて威力ゆく支那帝もと戦
えり。又欧羅巴乃軍学よせんよ辟易。一率
和親を約を是より古来の政法錯乱。海港
す。不を用ひて欧羅巴の交易の化をなさしむ
其禍乱の原を尋ね。今を距る年。辛亥。ア欧羅
巴の大乱。治平。辛亥。財法民皆承く。以キの化よ始を。辛

城那の時にあつて古賀の教をなすと、法民
の内より多く商賈の道済開して、医薬通販よ
りして器械を造る術及び合敵の術万能をかね
をもれ體を察理、小固て特まことの奇巧を教明し、
費さずして貢物を第だいを以て之をよれて法
國より商賈延蔓して、及て國財之一まゝもすすむ
就て威力けいりき、英吉利イギリス、國力大饒うじして地勢宣々
よ達たつひ民みん巧智こうちとしらず國財の乏へくも、持
基き一故に商賈の山海さんか又拡ひらして遂とは利潤を
りんと欲ほりひゞ外國わいこくの山海さんかとなるす

る。これは時よりて中國ちゆうごくより力をもつて山海さんか
を物ものあて止とどまつもとて、國勢繁雜くわんざつ、及び國勢
益窮えききゆうすほのかと半はんよとて、英吉利イギリスの商しょう人じん支
那ぢなの支し人じんと争あらそひを爲あらわし兵亂ひょうらんを起おこす。支
那ぢなよてハ戰たたかひを起おこすして、國人こくじん數すう多おおまよ
於おて戰死たたかはり、且また政府じふせいを奪だつられ、乱燒らんやくさされ、キ
ス數すう万金まんきんを出だして、變燒かんやくせ、財貨ざいがいを償ます
もれり、支那ぢなよて阿行文易あぎょうぶんのりす、英吉利イギリスの貨か
多おお國くにも今いまかじめ、更さら寒さむ、罪ざいうへんれ災さいを

國船の事より古くして是が如くも船兵
多國の兵を容易に手瀛滅滅兵くも年端も
して兵亂を記す（之年も痛ひるゝは甚す
殿下の諸君の心必ず灾害或邊々年を乞ひよ
（我とすく安寧れ策り）をまも

一
歎下の聰明也チ、西四十二大保十三寅年也年月
ナ音七齋さ行の前半て甲必丹ニ流すや（今也國
ノ明うけ）令也より國船を厚遇す（之年を載
せ）洋色も（太也）（ハサムカミヤモトアヘン
其令す）ふい唯難風（マキヒ）或食わぬれよ長

支那の海濱より漂るる船のみを以て、若草道を頗
すひよ生て、或化ひそれゆて、支那の海濱より舶の
糸主する年をいもす（是より船と日本時より拂ひて）必年
端を宣ぐ（凡年端と兵亂を記す）兵亂と國の衰廢
を招く（而後年來我國の）支那を甚め（の因を）を
謝せ（（然る）又支那をしては灾害をもきめ（て）我邦
ふかく（古賢の）云曰無難（アシル）セバ危険（アリ）臨む勿生
辛穢（アシテ）（欲せば）所足を後（アリ）勿生

一
謹て古今の時勢を通考するは天下の兵を逃（アシム）お報む老
（アシテ）お報む者（アシテ）（方）防（アシム）（アシテ）（方）（アシテ）

自由にて風向より拘らずをおこせり。このく、右國お距と
遠ときとれ邊へ國くに、まちすかねべく、名國めい好すきを画かすまの
のけく嵩、獨ひとり國くにを酒さけて万國まんくにとれ親おやぢよどものの恩おん
むふわ。今度たび代しろの法ほうよ玄くわ國くに、とテと文ふみを詰つまと嚴ごん禁きんせら
き一、西羅せいら也ゆ中なか遍へんく知しからむララチワウ名なみうらん
曰い喬たか者じ近ちかよ立たてよく治は平ひらを保ほ護ごすまとそ成な至いた喬たかしよ
かくきき、國くに古い事ことの法ほうを固たく遵したまして及およて亂らんを醜うい
も禁きんを弛ゆる。喬たか者じの常じょう従従のくき

嚴ごん下げよ丁てい寧ねいよ忠ちゆう告こくすす前まへ、無むくよ幸こう福ふくうふく半はん國くにを
一て無む乱らんのの為ためよ衰あせ度どせざれしえる、乃のよ玄くわ國くにを嚴ごん

禁きんすすのの法ほう、弛ゆるよと金かなくく津つ意いよよすすてて自ま、
利りを博ひろよよばん半はん和わくく唯い富とみみが通とすすよそ急き
半はん好すき財ざい通とすすよそ交こう易ぎよよく半はん和わくく審しん智ちをを熟じめせ
うきうき半はん城じゆ制せい。

一般おん下げ繁しづ要ようすす半はん年ねんよよ乾かんてて我われをを再さい生せいしし欲のぞせせをを競き、
革かわを賜たますす一一無むらら又また昵なづ邊へのの臣しんをを玄くわ國くによよききんんせせばば、
撫なぐ略りやくを舉たる故ゆゑ洋ひろれる半はん我われ昵なづ邊へのの臣しんよよ同ひとじじ、
一一我われよ遠とく離はなりる半はん國くにのの幸こう福ふく及および治は平ひらをを謀ぼうるる爲ため、
心こころ痛いたすすよよらら半はん國くにをを定さだめめ、半はん國くに本ほん命めいすすよよああてて、
四よ二に年ねん以い前まへ譲じりり立た治は二十二十、年ねんかか我われ又また微び爾る列れ讀よ。

第一世五郎秋方より始より至る

敵下も亦け事を熟考せば我こそ要當を圖す一助を爲す

こと明ル

一は支那船より軍艦を以てす。

敵下の名を以て御すが如の又我方像を呈す
う切ある徳義と顯るるのと其別幅は縮む
然首の事と不興とし我封國の事と近づく學術
よもて致すやうして神國の幸來恩遇を受けて御
謝まらん

一敵下のうふする意を以て海上ノ一徳意を以て

ノカ神徳よりて

敵下も亦徳意を以て大日本國万々年天章御内
て御禮致候る事也祝す

即ちヨリして四年十一月廿四日吉卯
請毛利氏之法毛の王珠よりて也

微爾列謹

ミニストルニハンコロニアン大臣の官名
升國の事とモ 瑪陀ト

津山處

宇田川榕庵

小濱處

杉田成卿

今譯

横文字和解

森山源光

鍵箱之上古横文字和解

は封號も曰幸園

歴下い如東園王すすむ摺古編第之鍵の有るに付封
序解明之義を以て表す一卷乃は仰御高麗也此之
極外 有如度を及ぶ

スガラヘハナゲに於きて 因互用方役

和音數一千八百四十四年第三月書 名前不詳

古籍筆記上に附載する横文字如解

日本園殿下（和菴園主）

は古籍名及大日幸園 江府に於て是と爲眞頗若大權
將軍様如菴園主兼フリスハシラ立ナサウ 宮ソエ
クセニブニル少地ノ大將第二世ウイルム 諸侯を以
お恩吉林ノ何卒沙都合宣沙謫々お生の様を以
一 阿美陀ノ事二百有餘年朱名也
権現様ノ本因戴深米半通商沙也之為 御身金
主御身金 沙園園かんたん職も老沙親主と通取

れお前山城圓加お叶い義出所の後沙園ノ平出拂連
錦ノ姓末希無也

一 是正日幸園如菴園主安五虫籍お取替一加義出所
高賣筋止風況之義也咬啜也并亞細亞洲屬地を支
配終ノ職役ノ者也沙國連中ノ事又時節也稱い
古號之而也大切ノ御も高賣公能くお拘り矣也
沙國連内筋れ亦い幸放逐云々指名モ原方也 沙園
后海ノ事を思ひ人高賣ノ沙園連中ノ能され年々松原
主教ノ也沙園連中ノ年々七清ノ沙園連中ノ取とや長
通四年唐園帝ナニゲニス國女王戰事云々費唐園力

をモ一お防山の如く歐羅巴人を術お傳ひテ、所敗
込モ乃びれ陸取極めむと捷き事一もアラ、澤と歐
羅巴通商之土地はれ無ヤ

一
歐羅巴人ニナニ年以あ乱國ノ財戦争シムお脛を渡
シテキテ也トシテ醫者ノ教を守リ國王ミ臣下扶助
シテキテ商賣を算シ數多シ國民ミ接育波トヒ
初立或モテ、敵ノ術敢々必要シキ、皆モ商賣ミ於國
ノ繁榮ニ至ル、半、シテムハムニ去又却ルモ乃ハ障ヌ、於
半、キシ方々哉ユテレス國ノ風氣、國民ノ財宝若
シ力、汗不厭、唯新起ノ商賣ミ通計、元ノ半而已心を固

民派額ニテお勵シ國政加就ニヨリ、ゲレス國の商ノ、貿
易役方ニ者ニ於廣東ニ軍械起シ、終ニ大戦及び數千
の唐人船多ニ燒不度之波、一數万ノ什物を失ヒ、甚矣
有様也

一
右ノ准トシテ是ヒテ國ノ、一之出没都ニ寛キ、安思至小
事ナリ、有リシテ、アリシテ迎東洋國通海（漂泊）ニテ、國
船失事ナリ、無シ、波事ニ由自、且日ナリ、（且）是國ミ志不計
事ナリ、生事哉、小豆ナリ、大度ナ及シ、義シ、誰計志心痛紅
い阿卒也、御ノ義、安、松、希、兵、長、敵、而、今、也、私、
天の避事也、其前也、和、東、壁、數、千、万、四、十二、年、大、保、十
二、年

内々言も清少南河も阿奈陀かひえり仰瀬
傍も身を離ておそれ漂流者の方を離さけ之
也度の無くおほき舟は唯遭難風暴等にあらず
源氣以て老而已と云てモ他害をも不成立次第で
渡来段に船をか何れも扱の本職哉大抵ノ船全體而
近拂はれぬる年生來奉り及合戦強亂ノ事無し
中々義守松平郷ひ義公金く二者有能年生奉
佛國恩い義を忘却不以爲也

一 儒者ノ宿は沿岸ニ危を防キテ是も財ニ变を防ケ

下り立て

一 能く時勢をお考へ(を)外國一統後日本文
字程度の
年既に萬葉松光明後遠國隔益近く日本以
れ即一凡ニ文字と結ひ財節又筆氣化の文を絶ゆ
歎を設うるすお當下日本在む佛國もまた支那廣
く傳文りお半以上佛國禁之故承和五年正月解禁
迄より其才と平和連綿くす成多く若古之法を堅くお
守る却る害を生ずる時も割度を優るる成思量設す
一(至)年、出度いはまも名と實充く洋服、日本有佛國
寛く優しく出度して安ち全く津江より半度之

自己に利益あるや云々と出所

一 前傳く故恩の辨ニ志事の松緒、平野ノ基モ実意を考
ル筆ニ拘リ實意通商ノ因ニ拘リ志也甚大切シ矣巨額
おもね松緒ノ後父恩君ヒトヒツク尙古之頂戴仕上
ヨテ心辨矣を志誠莫ニヤ上代去翰也元増奉ヤシ而
已出所

一 大松山園所為能ヤ去承前ニハケ年王返モ空也既
又四年後モ近を避ニ私親第一ニウイルームを呼迎し程
近乞配徳の際モ其御賀が於てモニ有也

一 伏見輪軍船モ此ノ由來也何卒山返翰因戴仕及至承

い此代船ニ私姿画廊出ヤレハトモ全佐義を引リ爲
ニ出すじ外因海道聊半敵前不當ハ太鼓音モけあ
く品川府下モ其園ノ術學士義繁等、光明ノ教年
末甘家、清園恩ひと聊甘義ひ義出所
沙矢代船乃抱持承之由義ニ付何卒
清園代船モわづ小益社乃抱持、清園義度皮毛衣隨
る夫惠、清安全山返

大日本承代船モ松緒は本病如兼廢一千八百
四十四年第二月廿日王返お統終る四三年都府茶ガラ
一ヘシケモわづてお禮ヤシ

ウイルレム
ミニストルハシボレーテン職職ニアド

日本國厥下の和蒙國王より奉獻寶物目録

一 和蒙國王姿画

三枚

但身丈丈四寸五分金像頭附け蒙國高名画工

ハシデルヒルス一人之筆也度ム

一 水晶大燭臺

二枚

但五方火燒頭松枝也度ム

一 圓大丸生

三枚

但造形殊有氣ム

一 六挺入短筒

三枚

但古之象入

一カラベイン尙

支那

一新刊地圖

支

一同大

支

但羅國以東印度國之圖

大書冊

一ニリナメ人道中記

大書冊

一和兼國以東印度風土記

大書冊

一東印度至東之圖

大書冊

一凡哇系本之圖

大書冊

一日本系本之圖

大書冊

一同敷類之繪圖

大書冊

一星學、拘之地理虫

大書冊

一地理虫

大書冊

一天文虫

大書冊

一デガリーフ人之星學虫

大書冊

一シカメレス人之星學虫

大書冊

一後世界之風土記

大書冊

一 サテルニス 星之輪之說錄 小言冊

一 ユンケ之彗星說錄 小言冊

一 星學鷁古文

一 ハルレイ之彗星說錄 小言冊

一 天文書 小言冊

一 彗星觀象文 小言冊

一 異物記錄 小言冊

右 通和解仕は處お達せ也

己酉月

秀山源氏下
秀山源氏下

和兼國権政と御虫龍井沙別幅里必丹沙諭文
久世出雲弓内直紀伊弓
青山大善亮 林大學郎
稻生生野弓
鍋島内直頭 乙所土佐守
松平源内弓 久須美佐渡弓
平野三吉弓 松平式部少輔弓
小出徵郎 山口内直
石石後立

左手向葉陀國玉より書翰を載りてあ事とて序及
名と波國至後書翰掲キにちも寳あねを玉守送
足込と詔はやかに我舟乃ひの字お原は假ね幸筆

かびえり 論玄字

我國は者より海外と通す、諸國とかくまし
四海素手よゆる法則而く猶朝鮮琉球の外は
絶然通ずる。又その國支那より年々通商
す。ヒリとも法を画す。而く彼等より去材をも
國玉より出焉。一載とんび厚意す。也く矣

為より養生ハ則法通するのみにて祖宗の嚴禁
紳侵す。先我、奴よりらばかよ返翰の法及び
一社(じやく)より多く多年通商の如く定めず。至
彼の役す。不税並うれり。是其無志の姪いさう
禽飼及ばざき。托節をえひ立派。玄は度も無く
毛皮役(お皮役)とも厚況を謝す。又呂。贈城山
もし返翰。及ばざき。清納が。一。あれど
厚意ぬ。不。ごく。かく。も。意。よ。仕。そ。納。も。と。
も就て。是。す。も。禽。飼。こ。て。國。主。の。品。送。き。す
ち。在。れ。大。後。朱。ひ。也。義。一。越。年。か。き。も。一。も。事

乃更とも封を定めずして返一きづすべし。此礼多手
似ても少く似て一寸のかもみて。延宗歴々の流歴爰す
（アリヤニモアシトシテ）他日再び奉詔賁す。年を経け音
去音お縁りにてモ返報す。固くせんも。一山翁稿
心の本國（中納言）

去歲七月貴國使竹船齋
國王書翰到我肥前長崎港崎尹伊澤美作守受
而達之江戸府我主親讀之

貴國王以二百年來通商之故有巡察我国之利
病見忠告一事其言極為懇款且別見惠珍呂君
千種我主良用感荷理宣布報然今有不能然者
我祖創業之際海外諸邦通信貿易固無一定及
後議定通信之國通商之國通信限朝鮮琉球通
商限貴國與支那外此則一切不許。新為交通貴
國於我後來有通商無通信。與商又各別也。今
欲為之布報則違碍祖法故伊臣等達此意於公
等稟之於

國王事似不恭然祖法之嚴如此所以不得已請

諒之至見惠禮物亦在所可辭然而厚意所寓遐
方送致倘弁返納益涉不恭因今領受薄晉土宜
數種以表報謝且錄別語勿却幸甚抑祖法一定
嗣孫不可不遵後來往復幸見停或其不然金至
再三不能受幸勿為訝至於公等書翰乞準此不
為報也但貴國通商則遵舊約勿苟亦是慎守祖
法耳幸稟之於

國王雖則云爾至於

國王忠厚誠意則我主亦深感銘不敢疎外也因
今伊臣等具陳言不盡意千萬諒察不脩

阿蘭陀國政府諸公閣下

阿部伊勢守正弘判

牧野脩前守忠雅判

青山下野守忠良判

戶田山城守忠溫判

弘化二年乙巳六月朔日

別幅

貼金畫屏風

一雙

描金書架
撒金硯紙匣
撒金文臺硯匣
華紋綸子
華紋紗綾
彩龜綾
彩細綾
整

一座
一副
一具
二十端
二十端
二十端
二十端

咲拂観覩

横文字和解

ナハキヤン撒るは那霸陵テレヲハトラ船上上ヨテ千
八百四十六年弘化三年第七月辛酉歲月拂朗察團の
昂度海及び支那海軍の長スコウトベイナメト
官名水軍提督と治す也清沙某乃柳よ其を呈す
数年來拂朗察舶蘇漢猶のうち也海々渡年餘亦
少々凡今より二年程も前風よ遠い舶長きの舶と舶民
舶取つてゐる云極イニシエ隱れ之の為の南より火

山の傍よへはひ共に向て墨寫シヤクを沙波千達
ナレ善光のぼくハタケも生故シテ之は強大の沙圓
の後アフタは難所避け來ましたとれを乱妨ハラヒを巧く故りよ沙波
ヨシキの事ハタケのよとく沙波シヤクはまよ半圓山上
の恩エヌよ生いまたふれまわる事ハタケより右の一條シヤウを沙波
聖事セイジなもますハタケるれども半圓校シヤウと筋スヂとなト
ち又ハタケ少ハタケ拂ハタケ朗ハタケの臣ハタケは後再び日中海シヤウを船シヤウ
よ連ハタケ事ハタケも一旨ハタケ安義ハタケ自ハタケの率ハタケ生ハタケ君ハタケの行ハタケ媒ハタケを以ハタケ
ゆハタケ之ハタケてお侍ハタケ取年ハタケ計ハタケ度ハタケすかに道ハタケを以ハタケてセハタケ右
のかき詰ハタケら清ハタケぬお車ハタケ行ハタケ故ハタケ往ハタケ年ハタケ七邊ハタケ

波東の事例又、も諒と高葉、土佐支那船を以て本
國へゆく便、紙賜り度義とを以て拂朗子、國の
二國と本文仕居り、むちにけん取更よ猶、之義、只右岸
方多めいもの一條、を拂朗子、友扇より代り、か
上諸國伊上、け幸な甚き、事紙御歌、て、庶士に愛乃及
聊、庶ひ義をす、事紙御歌、廉直仁愛の二音、は地味
上考賛の法國にて、安全の道、以て、行
文、今、七、お歲暮と年始
本を私す、清貧の如く、やうす有ね、義也、財心印年
行、五、去、社年下私郎お叶、中、沙翁とすらゆる心之

ラント
セシルレ
名久

和兼國曰幸貿易總督レノン之洋

弘化四年丁未
長崎守一
此年拂雨西より彼國に漂民取扱方を教ふ事方
此れがい故も取扱方に於ては先竟開國地と
云語文字としまく爾の下毛河事乃
連ひたる事にて之を以て素より該國の漂民取扱方
事と爲國法として事以て即ち教へ故より不拘定之手法
の如く取扱一き年之間考究を爲候時年三十有二

卷之三

同
あらわす

事通拂湘西（おまか節着付國法不皮之ヤ
支那外國漂民之船破換レ自己之力を内
國成か紀時々教育行）重比地（送裁上わ量）
本國（指内之法也是）も國よりの望よ國てたゞ
かく取扱ふ许ふ之素より我國の法を定めテ
不及乎（大お身は内中也必此のナリムノ所、何事不申出
りて來いて為ヤナヒ不及乎事

古今通井之對馬也

管氏書
寶之印

近時海國必讀書

同次

備邊新政

弘化四年丁未

紅夷告密

弘化元年甲辰

咷拂覬覦

弘化三年丙午

